

65歳以上の皆様へ

令和6年4月、町は「鏡石町第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。「全ての町民が健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念に施策を展開していきます。

このたび、65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料基準額等を、第9期計画の策定に合わせて決定しました。後期高齢者(75歳以上)の増加などの要因により、介護サービスの利用者及び介護給付費が増加しており、今後3年間において更なる増加が見込まれます。

そのため、令和6年度から令和8年度における第1号被保険者の保険料基準額は、令和3年度から令和5年度の基準額月額と比べ、月額400円の増額となりました。今回この基準額をもとに、所得段階別保険料を決定しました。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料改定

介護保険料は、本人や世帯の市町村民税の課税状況や所得金額などに応じて13段階に所得段階を区分し、各所得段階の保険料は基準額をもとに決まります。介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、今回から、第1号被保険者の標準段階が9段階から13段階になりました。

保険料決定通知および納付書について

市町村民税等の情報をもとに介護保険料を計算するため、市町村民税が決定した後、毎年7月上旬に65歳以上の方全員に「介護保険料決定通知書」や「納付書」をお送りしています。介護保険料は、高齢者の皆様が介護施設サービスや在宅サービスを利用する際の費用の一部になることについてご理解とご協力をお願いします。

令和3年度～5年度における保険料基準額 6,300円(月額)

令和6年度～8年度における保険料基準額 6,700円(月額)

【所得段階別保険料】

所得段階	対象となる方	改定前		改定後	
		基準額に対する割合	年額保険料(月額保険料)	基準額に対する割合	年額保険料(月額保険料)
第1段階	本人が市町村民税 非課税世帯 ・生活保護受給者 ・本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が年額80万円以下の方	基準額 × 0.30	22,680円(1,910円)	基準額 × 0.285	22,920円(1,910円)
第2段階		× 0.50	37,800円(3,125円)	× 0.485	39,000円(3,250円)
第3段階		× 0.70	52,920円(4,410円)	× 0.685	55,080円(4,590円)
第4段階	本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が年額120万円超の方	× 0.90	68,040円(5,670円)	× 0.90	72,360円(6,030円)
第5段階		基準額	75,600円(6,300円)	基準額	80,400円(6,700円)
第6段階	本人が市町村民税 課税世帯 本人の前年の「合計所得金額」が年額120万円未満の方	× 1.20	90,720円(7,560円)	× 1.20	96,480円(8,040円)
第7段階		× 1.30	98,280円(8,190円)	× 1.30	104,520円(8,710円)
第8段階		× 1.50	113,400円(9,450円)	× 1.50	120,600円(10,050円)
第9段階	本人の前年の「合計所得金額」が年額210万円以上320万円未満の方	× 1.70	128,520円(10,710円)	× 1.70	136,680円(11,390円)
第10段階		× 1.90	152,760円(12,730円)	× 1.90	157,620円(13,135円)
第11段階		× 2.10	168,840円(14,070円)	× 2.10	175,260円(14,605円)
第12段階	本人の前年の「合計所得金額」が年額320万円以上420万円未満の方	× 2.30	184,920円(15,410円)	× 2.30	192,960円(16,080円)
第13段階		× 2.40	192,960円(16,080円)	× 2.40	199,440円(16,620円)

【軽減措置について】第1段階から第3段階の保険料には、公費(国・県・町の負担)を投入し基準額に対する割合を軽減する措置を講じています。

● 問い合わせ先 福祉子ども課 ☎ 62-2210

令和6年度個人町県民税

定額減税を実施します

町では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分の個人町県民税において定額減税を実施します。

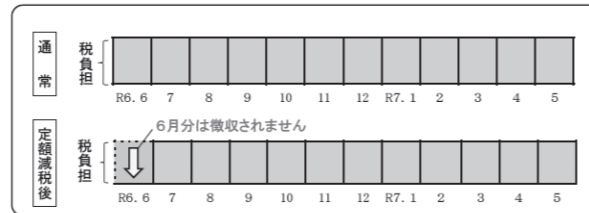
町では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分の個人町県民税において定額減税を実施します。

- 対象者
令和5年中の合計所得金額が1805万円以下の個人町県民税所得割の納税義務者
※給与所得のみの場合、給与収入2000万円以下の方が対象となります。
- 減税額
本人、配偶者を含む扶養親族1人(国外居住者を除く)につき、1万円
【計算例】
納税義務者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族(3人) = 5人
1万円 × 5人 = 5万円
→ 納税義務者本人の個人町県民税が5万円減額されます。
- 定額減税対象外となる方
① 令和6年度の個人町県民税が非課税の方
② 令和6年度の個人町県民税が均等割及び森林環境税(国税)のみ課税の方

定額減税の実施方法

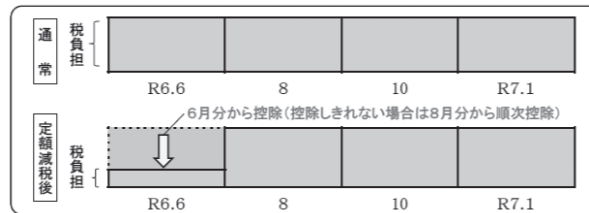
① 個人町県民税が給与から差し引かれる方(特別徴収)の場合

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均され、給与から徴収されます。定額減税対象者外の方は、例年通りの徴収方法となります。



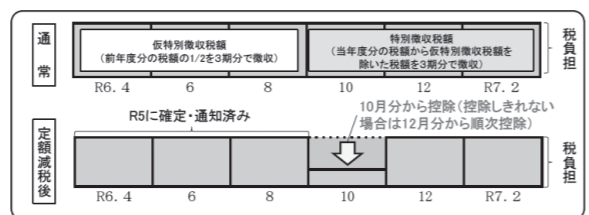
② 納付書や口座振替などで納める方(普通徴収)の場合

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等から差し引かれる方(年金特別徴収)の場合

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



※国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」

※内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」



● 問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62-2114